

国民健康保険税の納め方

国民健康保険税の納付は、原則、口座振替です。現在納付書で納められている人は、口座振替のお申し込みをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

《普通徴収》・・・口座振替や納付書での納付の方法

保険税を年9回に分けて口座振替をします。国民健康保険税納税通知書を送付します。中に納付書が同封されている場合は、納付書で取扱金融機関やコンビニで納めてください。また、クレジットカードでも納付ができます。詳しくは「納付には安心便利な口座振替・自動振込を！」をご覧ください。

なお、口座振替・自動払込で全期一括納付を申し込みされている人は、第1期の納期限が振替日になります。

各期の口座振替日および納付期限

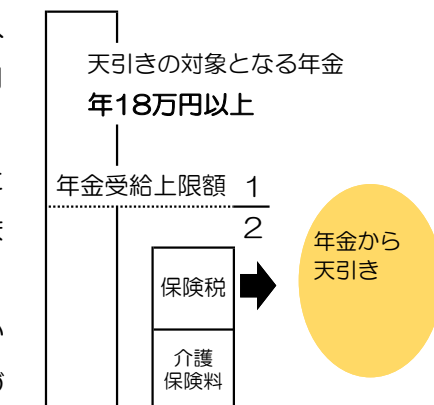
第1期	令和2年 7月 31日	第6期	令和2年 12月 25日
第2期	令和2年 8月 31日	第7期	令和3年 2月 1日
第3期	令和2年 9月 30日	第8期	令和3年 3月 1日
第4期	令和2年 11月 2日	第9期	令和3年 3月 31日
第5期	令和2年 11月 30日		

《特別徴収》・・・年金天引きでの納付の方法

世帯の国保被保険者全員が65歳以上の世帯の世帯主（国保加入者以外の住民登録上の世帯主を除く）の人は、年6回の年金支給月に、保険税があらかじめ差し引かれます。

ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と保険税との合計額が年金受給額の1/2を超える人などは普通徴収になります。

また、複数の年金を受給されている場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき決定された年金から特別徴収します。



仮徴収（暫定賦課）	本徴収（本算定賦課）
4月 ・ 6月 ・ 8月	10月 ・ 12月 ・ 2月
<p>保険税は、市民税課税状況が確定した後、7月に決定します。</p> <p>したがって、4月・6月・8月は確定した保険税での徴収ができないため、通常は前年度の2月期と同額になり、これを仮徴収といいます。</p> <p>仮徴収額と10月以降の本徴収額に大きな差が出ると見込まれる場合は、6月・8月期の仮徴収額を増額または減額し、保険税徴収額の調整（平準化）を行う場合があります。</p>	<p>10月・12月・2月は確定した年間保険税から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。</p> <p>これを本徴収といいます。年金から天引きになる人には、国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。</p>